

秘密保持契約書

東昇株式会社のサービスをご利用されるお客様（以下、「甲」という。）と東昇株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に委託するパソコン修理ならびにデータ復旧・パスワード解除作業のために甲が乙に開示する甲の秘密事項の取り扱いに関し、次の通り契約する。

第1条（定義）

本契約における秘密事項とは、甲が乙に開示するに当たって、書面・口頭とを問わず、甲の秘密事項である、文書、図面、その他書類、又はハードディスク、DVD ディスク、CD ディスク、フロッピーディスク、MO ディスク等磁氣的若しくは光学的に保存された甲の業務上における一切の知識及び情報をいう。但し、乙につき次の各号の一つに該当するものは除外する。

- （1）甲より開示を受けた時点において既に公に知らしめられているもの
- （2）甲より開示を受けた後に乙の故意・過失によらず公知となったもの
- （3）甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを乙が証明できるもの

第2条（秘密保持義務）

- （1）乙は、前条による秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。
- （2）前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- （3）当該第三者に秘密事項を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。

第3条（使用目的）

乙は、本契約により開示される秘密事項を本件の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

第4条（開示の範囲）

- （1）乙は、第1条により開示された秘密事項を、乙の役員又は従業員であって本件開発に従事し業務遂行上当該秘密事項を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員又は従業員に対して本契約で定められた事項については、その義務を遵守させるものとする。
- （2）乙は、前項に基づき乙の役員又は従業員に秘密事項を開示するときは、甲に対しその氏名及び開示する秘密事項の範囲及び内容を書面にて通知し、甲の承諾を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。
- （3）乙は、第1条により開示された秘密事項を、受託業務の一部又は全部を第三者に

委託する場合、委託先に乙が遵守すべき義務と同一の義務を負わせるものとし、委託先の履行についての一切の責任を負うものとする。

第5条 (複写)

- (1) 乙は、秘密事項である文書、画像、図面、その他書類、又はハードディスク、DVD ディスク、CD ディスク、フロッピーディスク、その他磁氣的又は光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。但し、本件の目的のための複製又は複写はこの限りではない。複製又は複写をおこなった秘密事項は作業完了時に消去するものとする。
- (2) 本契約が解約されたとき、中止若しくは中断されたとき、又は甲から要請があったときは、秘密事項が記載又は保存されハードディスク、DVD ディスク、CD ディスク、フロッピーディスク、その他磁氣的又は光学的に保存された秘密事項を消去するものとする。

第6条 (損害金)

乙の過失により、甲から開示された秘密情報が漏洩し甲が被害を被った場合、乙が、その賠償責任を負うものとします。但し、損害額の総計は、甲が本目的のために支払った金額を超えないものとする。

(乙) 東昇株式会社
PC モンスター
〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 3/447
三村ビル 102 号
TEL048-779-8159 FAX048-779-8659